

智頭町議会定例会会議録

令和8年3月6日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の施政方針並びに提案理由説明
- 第 5. 議案第10号 専決処分について
- 第 6. 議案第11号 令和8年度智頭町一般会計予算
- 第 7. 議案第12号 令和8年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 8. 議案第13号 令和8年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 9. 議案第14号 令和8年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第10. 議案第15号 令和8年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第11. 議案第16号 令和8年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第12. 議案第17号 令和8年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第13. 議案第18号 令和8年度智頭町簡易水道事業会計予算
- 第14. 議案第19号 令和8年度智頭町公共下水道事業会計予算
- 第15. 議案第20号 令和8年度智頭町農業集落排水事業会計予算
- 第16. 議案第21号 令和8年度智頭町水道事業会計予算
- 第17. 議案第22号 令和8年度智頭町病院事業会計予算
- 第18. 議案第32号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第19. 議案第33号 智頭町犯罪被害者等支援条例の一部改正について
- 第20. 議案第34号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第21. 議案第35号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第22. 議案第36号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第23. 議案第37号 智頭町教育委員会教育長の任命について
- 第24. 議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第25. 議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形小学校）
- 第26. 議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について（旧那岐小

- 学校)
- 第27. 議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について (旧山郷小学校)
- 第28. 議案第42号 公の施設における指定管理者の指定について (旧山形保育園)
- 第29. 議案第43号 公の施設における指定管理者の指定について (智頭町立富沢コミュニティセンター)
- 第30. 議案第44号 智頭町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第31. 議案第45号 智頭町有林の経営管理の委託について
- 第32. 議案第46号 町道の路線の認定について
- 第33. 議案第47号 町道の路線の変更について
- 第34. 議案第23号 令和7年度智頭町一般会計補正予算 (第8号)
- 第35. 議案第24号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第5号)
- 第36. 議案第25号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第5号)
- 第37. 議案第26号 令和7年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第38. 議案第27号 令和7年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
- 第39. 議案第28号 令和7年度智頭町公共下水道事業会計補正予算 (第3号)
- 第40. 議案第29号 令和7年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算 (第3号)
- 第41. 議案第30号 令和7年度智頭町水道事業会計補正予算 (第3号)
- 第42. 議案第31号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算 (第5号)
- 第43. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告

- 第 4. 町長の施政方針並びに提案理由説明
- 第 5. 議案第10号 専決処分について
- 第 6. 議案第11号 令和8年度智頭町一般会計予算
- 第 7. 議案第12号 令和8年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 8. 議案第13号 令和8年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 9. 議案第14号 令和8年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第10. 議案第15号 令和8年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第11. 議案第16号 令和8年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第12. 議案第17号 令和8年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第13. 議案第18号 令和8年度智頭町簡易水道事業会計予算
- 第14. 議案第19号 令和8年度智頭町公共下水道事業会計予算
- 第15. 議案第20号 令和8年度智頭町農業集落排水事業会計予算
- 第16. 議案第21号 令和8年度智頭町水道事業会計予算
- 第17. 議案第22号 令和8年度智頭町病院事業会計予算
- 第18. 議案第32号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第19. 議案第33号 智頭町犯罪被害者等支援条例の一部改正について
- 第20. 議案第34号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第21. 議案第35号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第22. 議案第36号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第23. 議案第37号 智頭町教育委員会教育長の任命について
- 第24. 議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第25. 議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形小学校）
- 第26. 議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について（旧那岐小学校）
- 第27. 議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）
- 第28. 議案第42号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形保育園）
- 第29. 議案第43号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立富沢コミュニティセンター）

- 第30. 議案第44号 智頭町過疎地域持続的発展計画の策定について
第31. 議案第45号 智頭町有林の経営管理の委託について
第32. 議案第46号 町道の路線の認定について
第33. 議案第47号 町道の路線の変更について
第34. 議案第23号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第8号）
第35. 議案第24号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第5号）
第36. 議案第25号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
第37. 議案第26号 令和7年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）
第38. 議案第27号 令和7年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第39. 議案第28号 令和7年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
第40. 議案第29号 令和7年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
第41. 議案第30号 令和7年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
第42. 議案第31号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第5号）
第43. 陳情について

1. 会議に出席した議員（9名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 古田 浩 | 2番 仲井 莖 |
| 3番 西尾 寿樹 | 4番 田中 賢 |
| 6番 波多 恵理子 | 7番 大河原 昭洋 |
| 8番 谷口 雅人 | 9番 岡田 光弘 |
| 10番 安道 泰治 | |

1. 会議に欠席した議員（1名）

- 5番 谷口 翔馬

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	金 兒 英 夫
副 町	長	矢 部 整
教 育	長	田 中 靖
病 院 事 業 管 理 者		國 岡 厚 志
総 務 課	長	山 本 洋 敬
企 画 課	長	迎 山 恵 一
税 務 住 民 課 長 兼 水 道 課 長		西 川 公 一 郎
教 育 課	長	竹 内 学
地 域 整 備 課	長	酒 本 和 昌
山 村 再 生 課	長	北 村 直 也
地 籍 調 査 課	長	川 本 均
福 祉 課	長	前 田 美 由 紀
会 計 課	長	村 上 り え
総 務 課 参 事		國 岡 ま ゆ み
病 院 事 務 部 長		福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	福 安 充 子
書 記	古 田 光 一
書 記	国 本 健

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（安道泰治） ただいまの出席議員は9名であります。

定足数に達しておりますので、令和8年第1回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（安道泰治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、古田 浩議員、2番、仲井 荃議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（安道泰治） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの13日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの13日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（安道泰治） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項並びに199条第9項の規定に基づき、令和8年1月分から2月分の例月出納検査報告書並びに令和7年度財政援助団体等監査結果報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会が去る令和8年2月5日から6日に開催され、議案7件が可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いします。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会が去る令和8年2月12日に開催され、議案6件が可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて

閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、2月27日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前臨時会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5．議案第10号から日程第18．議案第47号まで 38案
一括上程

○議長（安道泰治） これから、議案第10号 専決処分についてから、議案第47号 町道の路線の変更についてまでの38議案を一括して議題とします。

日程第4、町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、令和8年第1回定例町議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところ出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、諸議案の説明に先だち、令和8年度に臨む私の所信の一端を申し述べ、本議会を通じ、住民皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

近年の不安定な国際情勢や為替の変動等を背景に、エネルギーや食料品等の価格上昇が家計や事業活動に広く影響を及ぼしており、町民生活の負担軽減や地域経済の下支えが引き続き重要な行政課題となっています。

とりわけ、燃料費・電力料金、原材料費、人件費や輸送経費の上昇は、生活必需品の価格や各種サービスの提供コストに波及し、町民の暮らしに重くのしかかるだけでなく、町内事業者においても収益確保や価格転嫁、人手不足への対応等、経営環境の不確実性を高めています。このため、本町としましては、必要な支援を的確に講じるとともに、限られた財源の中で、事業の優先順位づけと効果の最大化を図りながら、持続可能な地域経済の基盤づくりに取り組む必要があります。

また、地球温暖化の影響も指摘される中、豪雨や豪雪、猛暑等の極端な気象現象が全国各地で発生し、浸水被害、土砂災害、農林水産業への影響、交通障害や健康被害など、暮らしと地域の安全を脅かしていますが、近年は、従来の経験則

が通用しにくい形で災害リスクが顕在化しており、平時からの備えの重要性が一層高まっています。これらを踏まえ、避難情報の伝達体制、避難所運営、要配慮者支援、地域防災力の向上、ライフライン確保、災害時の業務継続体制など、複数の分野を横断した対策を計画的に進めることが求められています。

さらに、本年1月6日に島根県東部を震源とする地震が発生し、最大震度5強を観測するなど、全国的にも地震活動への警戒意識が高まっており、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震は、発生時期や規模を特定できない一方で、一たび発生すれば広域にわたり甚大な被害をもたらすおそれがあることから、事前防災・減災の取組を着実に積み重ねることが不可欠です。

本町としては、建物の耐震化や自主防災組織の活動支援、訓練の継続実施などに加え、発災後の迅速な受援体制の整備や情報連携の強化を進め、町民の生命と財産を守るための防災力の底上げを図ってまいります。

以上の認識の下、令和8年度においては、物価高への対応と地域経済の支援、防災・減災対策等を考慮しつつ、引き続き「一人ひとりの人生に寄り添った町づくり」を実現するため、必要な施策を重点的かつ効果的に推進する所存であります。

国の令和8年度地方財政計画では、物価高の中で、経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、また教育無償化に係る地方負担が増加する中、地方公共団体が、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和7年度を上回る額を確保したものの、臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額ゼロとなった令和7年度に引き続き、令和8年度も新規発行額ゼロとなっています。

本町においては、自主財源である町税のうち、市町村民税は、個人所得の増加や定額減税の終了などに伴う増収が見込まれますが、法人税については、事業所の休業等により減収を見込んでいます。

また、固定資産税にあっても、家屋及び償却資産分の減価償却の減額に伴う減収を見込んでいます。

一方、市町村たばこ税は、税制改正により増収が見込まれるなど、町税全体としては増収を見込んでいます。しかしながら、依然として一般財源の確保が困難となる傾向が続いていることに加え、昨今の物価高騰に伴い諸経費は増大し、人

件費や扶助費、公債費などの義務的経費は累増するほか、人口減少対策や子育て施策、デジタル化の推進、公共交通の継続などの地域社会の生活基盤を守る取組など、将来を見据えた行政課題への対応に要する経費も必要であり、今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

このため、令和8年度当初予算編成に当たっては、引き続き、歳入に見合った歳出が基本であることを念頭に、必要性や緊急性を考慮し、経費の精査や事業の統廃合を徹底するなど、無駄を排除し、予算の適正化に努めたところであります。

このような財政状況にあっても、「SDGs未来都市」としての役割を果たしつつ、「第7次智頭町総合計画」の4つの基本理念と「第2期智頭町総合戦略」を踏まえた諸施策・事業を着実に実施していかねばなりません。

令和8年度は、「第7次総合計画」10年間の最終年度となるため、現在、町民の皆様の意見もいただきながら、次期計画の策定に取りかかっているところであり、現計画の集大成となります。

従来から「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」を町の将来像に掲げ、これを実現するための諸施策に取り組んできたところですが、引き続きこの将来像の実現に向け、「6つの視点」に沿った諸施策・事業及び「第2期智頭町総合戦略」の重点施策を、主役である町民皆様と共に取り組んでまいります。

第7次総合計画の「6つの視点」のうち、「智頭町ならではの自然やつながりで健康長寿なくらし」の実現については、引き続き、町社会福祉協議会、地域の皆様と連携しながら、本町に暮らす全ての住民が、住み慣れた地域で、希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに、自立した生活を送ることができる地域福祉の実現を目指し、地域で支え合う体制づくりを展開します。

さらに、近年町民の抱える課題が複雑化、複合化する中、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者等といった属性を問わない相談や狭間ニーズへ対応するため、重層的支援体制整備事業を引き続き推進するとともに、包括的支援体制の充実を図ります。

また、智頭病院では、全ての町民が安心して地域で暮らし続けることができるよう、一人一人に寄り添った医療の提供に努めるとともに、健全経営に取り組めます。

「一人ひとりの個性を活かしながら支え、つながる家族」の実現については、産前、産後ケアの充実など、妊娠・出産・子育ての各場面で切れ目のない子育て

世代包括支援事業を推進するとともに、妊娠時からの伴走型相談支援に取り組みます。

また、子どもを取り巻く環境が複雑化している社会状況を踏まえ、こども家庭福祉事業を強化・拡大するとともに、児童虐待や育児放棄などの対応や、課題を抱える子どもや保護者の対応についても、関係機関と連携の下、きめ細やかな支援を行います。

「生活の知恵から趣味や仕事まで、暮らしを彩る学びを増やす」の実現については、令和2年11月に開館した、ちえの森ちづ図書館は、子どもからお年寄りまで、多くの皆様に利用いただき、今年2月には来館者が27万人を超えました。引き続き、生涯学習及び、交流の拠点として、住民の皆様と共に事業を展開します。

社会教育事業では、令和5年度設立した学校運営協議会にコーディネーター3名を配置することにより、学校・家庭・地域が連携した、地域とともにある学校づくりを目指します。

また、少年期から老年期までの幅広い世代に教育・体育文化活動の提供・支援を行うとともに、住民の生きがいと生涯学習の欲求に応えるよう、地域や関係団体・外部人材と連携し、事業の充実に努めます。

また、令和8年度もちづ保育園の全ての園児の保育料及び学校給食費の完全無償化、高校生通学費補助など、子育て世代の負担軽減に引き続き取り組むとともに、充実した教育環境・教育設備を活用して、智頭町独自の特色ある教育など、安心して子育てができる環境を整備します。

「受け継いできた仕事を生かし、新たなチャレンジを広げる」の実現については、加速化する人口減少、担い手や後継者不足などの影響から、飲食店やスーパー、そして、小規模事業者の撤退が相次ぐなど厳しい状況であり、地域経済の立て直しや安定的な経営を継続することは容易ではないことから、今後も引き続き町商工会と連携し、事業者のニーズを把握し的確な支援を行うとともに、駅前・商店街など、特にちづみちエリア活性化を目的とした活動をマネジメントする地域おこし協力隊の配置を計画しています。

さらに、昨年度スタートした起業しやすいまちを目指す「CHIPs事業」では、3組の通過者や関係者がコンソーシアムメンバーのサポートを受け、地域や町内事業所とも連携しながら本格稼働に向け着実に準備を進めていますので、引

き続き、採択されたビジネスプランに対し伴走支援を行い、新たな事業や雇用を創出することで、地域経済の活性化を目指します。

また、令和3年6月に認定を受けた「智頭町複業協同組合」は、マルチフォレストを軸に現在9名を雇用しているところですが、引き続き受入先の拡大について調整を進めるとともに、多業種展開も目指しながら、さらなる雇用拡大を図ります。

林業では、担い手の確保・育成、森林整備や木材利用を引き続き推進するとともに、林業事業体の収益性向上や環境林の利活用の検討など、地域林業のさらなる活性化を目指します。

農業では、担い手の確保・育成、農地利用の最適化を引き続き支援するとともに、地域農業の将来を見据えて遊休農地対策をさらに加速するほか、智頭町産米のブランド力強化やジビエを切り口にした地域振興への展開を目指します。

「活動を広げる仲間づくり、小さなつながりを幾重にも連ねるコミュニティへ」の実現については、「地域支え愛活動」や「おせっかい奨学金制度」をはじめとする「おせっかいのまちづくり」を、引き続き推進するとともに、本町独自の住民自治実践活動である、日本1／0村おこし運動や百人委員会に、多くの皆様の積極的参加を促すなど、活動の質の向上と活性化に取り組みます。

また、空き校舎等の利活用を積極的に支援し、地域の活性化とコミュニティビジネスの展開を図ります。

観光振興については、町観光協会はもちろん、麒麟のまちDMOや因幡街道三宿連携会議などと連携強化を図りながら、さらなる誘客やインバウンド対応についても強化を図ります。

また、引き続き、部落差別をはじめとするあらゆる差別やいじめを絶対にゆるさないまちを目指し、人権尊重のまちづくりを進めます。

最後に、「町民の安心な暮らし・活動を支えるための、そして未来に受け継ぐ環境整備」については、本格運行開始から4年目になるA I乗合タクシー「のりりん」の利用者が、1か月当たり3,000人を超えており、今年度の延べ利用者数は4万人に達するものと見込んでいます。引き続き、持続可能な運営を展開していくためにも、随時検証や見直しを積み重ね、よりよい体制の構築に努めます。

近年、頻発化・激甚化する自然災害の脅威から町民の安全と生命・財産を守る

ため、道路・橋りょう・水道などのライフライン整備や除雪体制の強化、自助・共助による地域防災力向上など、ハード・ソフト両面の対策について全力で取り組むとともに、災害に備えた消防・防災体制の整備に努めます。

それでは、提案しています諸議案について、その概要を説明します。

議案第10号は、専決処分についてです。

令和7年度智頭町一般会計補正予算第7号については、2月8日に執行した第51回衆議院議員選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に要する経費を措置しており、731万9,000円の増額予算となっています。

次に、議案第11号 令和8年度智頭町一般会計予算の概要について、第7次総合計画の4つの基本理念毎に説明します。

「森の恵みを活かしたまちづくり」に関しては、我がまちならではの子育て施策である「森のようちえん事業」では、県独自の認証制度による事業者への運営支援のほか、国の保育料無償化に伴う施設等利用給付費を継続して計上しています。

地籍調査事業については、11計画区を引き続き実施するとともに、新たに大字埴師・西野・駒帰の一部に着手することとしています。

また、山林調査を引き続き智頭町森林組合に委託するとともに、大字三吉・大呂・福原・埴師の一部を直営で実施することにより、さらなる事業の進捗を図ることとしています。

林道維持管理事業では、利用者の安全確保はもとより、林業振興の観点から、町管理林道の計画的修繕及び民営林道の修繕支援のほか、林道維持管理業務委託を継続して実施し、大規模災害の未然防止を図ります。

公共林道事業では、智頭町林道施設長寿命化計画に基づき、昨年度に設計測量を実施した林道八頭中央線橋梁の舗装工事を行い、施業の効率化に寄与することとしています。

農業振興費では、農地利用の最適化、担い手の確保・育成支援や、日本型直接支払交付金制度による活動支援等を計上しています。

また、日本型直接支払交付金制度に係る広域活動組織の設立や集落支援員の配置により、遊休農地対策のさらなる加速化を図るとともに、智頭町産米のブランド力強化や、ジビエを切り口にした観光、教育、関係人口の創出など、地域づくりの展開を図ります。

林業振興費及び造林事業費では、間伐、森林作業道の開設等に係る支援、原木出荷、製材・製品利用等の支援、安全技術・装備の導入支援のほか、木育や森林セラピーなど、地域住民が森林に親しむ機会を創出するための経費等を計上しています。

また、マルチフォレスターの配置による森林Jークレジット制度の導入等による収益性向上や、富沢地区をモデルとした環境林の利活用方法の検討等により、地域林業のさらなる活性化を図ります。

「安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくり」に関しては、まちづくり事務費では、コネクテッドカーの活用により、さらなる住民サービスの向上に努めます。

行政情報システム推進費では、令和7年度に完了した自治体システム標準準拠システムをはじめ、内部情報系ネットワークなど、行政システムのスマート化・デジタル化を推進します。

地域情報化推進事業では、住民生活に不可欠なインフラとして定着している光通信基盤の保守管理を行うとともに、利用支援、機器故障などに対応するため、引き続き、地域見守り支援員1名を配置します。

また、今後もIP告知端末を本町デジタル化の基盤としてサービスを提供し、利用促進を図ります。

共助交通運行事業では、「のりりん」の運行を円滑に行うため、引き続き町民ドライバーの確保に努めるとともに、コールセンターに共助交通推進員4名を配置し、サービスの向上に努めます。

また、交通政策事務費では、因美線利用促進を目的としたツアー委託料、シルバー人材センターが運営する過疎地有償運送事業の運行支援補助金を計上しています。

税務総務費では、地方税電子申告に係る支援システムの電算保守経費のほか、徴収事務に係る預貯金照会システム使用料の経費などを計上しています。

戸籍住民基本台帳事務費では、マイナンバー対応会計年度任用職員の配置のほか、戸籍の附票への振り仮名表記に係るシステム改修経費、住基ネットシステムの保守委託経費を計上しています。

障害福祉費では、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づく事業や相談支援事業など、地域生活支援事業等を引き続き実施

します。

老人福祉費では、高齢者がいきいきと元気に地域で暮らしていくため、森のミニデイ、高齢者の生きがいと健康づくりなどの高齢者福祉事業を引き続き実施します。

特別医療費では、小児をはじめ、障がい者、ひとり親家庭への医療費自己負担分の助成を行います。

子育て支援推進費では、ひとり親家庭や貧困家庭、不登校、ひきこもりなど、最近増え続けている児童虐待や子育てに困難を抱える世帯など、児童を取り巻く状況に対応するため、子どもに係る必要な相談支援体制整備に継続して取り組むとともに、こどもの居場所づくり事業を実施します。

また、令和7年度に設置したこども家庭センターにおいて、産前産後サポート事業、産後ケア事業を子育て支援事業として一体的に行うとともに、妊婦のための支援給付交付金を引き続き給付するなど、子育て支援策の充実を図ります。

生活保護総務費では、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業、こどもの居場所づくり事業を実施するとともに、就労支援事業は引き続き直営で実施し、ワンストップ型による伴走的支援を行い、就労につなげます。

また、重層的支援体制整備事業については、地域共生社会の実現に向けて、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者等の複合的な課題や狭間のニーズに対応した支援を一体的に行い、包括的相談支援体制、参加支援、地域づくり事業を積極的に推進します。

予防費では、各種感染症の蔓延や重症化を防ぐため、インフルエンザワクチン、新型コロナワクチン、帯状疱疹ワクチン、RSウイルス予防接種など、各種予防接種事業を実施します。

環境衛生費では、火葬業務及び因幡霊場改修事業に係る東部広域行政管理組合負担金を計上するとともに、特定空家等の解体撤去に対する補助金を引き続き計上するなど、危険空き家等の適切な管理を推進します。

また、宅配等の再配達削減に効果のある住宅用置き配ボックス設置事業を継続実施し、脱炭素化に寄与することとします。

母子衛生費では、引き続き妊婦健診等母子保健事業を実施するほか、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期までの相談しやすい体制を築き、切れ目のない支

援を行うとともに、子育てモバイルアプリケーション等を活用し、妊娠期からの子育て支援を適時適切に行います。

健康診査事業では、胃がん、大腸がんなど各検診について、引き続き個人負担なしで実施し、受診率の向上を目指すことにより、健康増進を図ることとします。

また、人間ドック、脳ドック、特定健診、後期高齢者健康診査を実施するとともに、健診後の指導の充実に努め、健康な生活を送ることができるよう支援します。さらに、高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施事業を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

じんかい処理事業では、ごみ収集の委託料及び可燃物処理施設運営等に係る負担金を計上しています。

その他、住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスである、水道、簡易水道、農業集落排水、公共下水道の各事業について、サービスの提供が安定的に継続できるよう、それぞれ繰出金を計上しています。

町道事業では、通勤通学など、住民の日常生活に欠かせない社会資本であることから、拡幅や歩道整備などの道路改良や維持修繕を行うとともに、点検結果を橋梁長寿命化計画に反映し、計画的に取り組みます。

除雪事業では、除雪計画に基づき、緊急車両やスクールバス、乗合タクシーの運行ルートなどを確保するとともに、小型歩道除雪機の無償貸与や除雪業務受託者の大型除雪機オペレーター養成に対する支援を引き続き実施することで、除雪体制の強化に努め、通勤通学や日常生活の不便解消を図ります。

ふるさと整備土木事業では、引き続き要望に応じ、農地・農業用施設を中心に改良・補修を行うことで、営農等の効率化に寄与できるよう取り組みます。さらに日常生活に密着した集落管理道や水路施設等の改善支援のため、集落等が行う法定外公共物等の修繕に要する費用の一部に対して、みんなで守るむらづくり基盤整備事業補助金を継続して交付します。

安全安心なまちづくり推進事業では、引き続き耐震化の普及促進を図るために戸別訪問を実施することで、防災意識の向上に努め、耐震設計、耐震改修へとつながるよう取り組みます。

また、危険ブロック塀除去・改修に対する支援についても継続して行うほか、集落公民館を含む民間特定建築物のバリアフリー化を推進する「福祉のまちづくり推進事業」も実施します。

都市計画総務費では、創意工夫のもとに住民の意見を反映した地区別の都市計画マスタープラン及び人口減少局面であっても持続可能なまちづくりを進めるために、都市再生特別措置法に基づいた立地適正化計画の策定に取り組みます。

河川環境整備費では、近年の自然災害への対応として、被害を最小限に食い止めるために、河川のしゅんせつを計画的に実施します。

消防・防災関係では、消防団の活性化を図るとともに、消防資機材及び防災備蓄品の整備を行い、地域防災力の向上に努めます。また、老朽化した防災無線操作卓の更新を行うこととしています。

病院施設費では、経営健全化を確保するため、繰出基準に基づく繰出金を計上しています。

「子どもから大人まで 学びと成長のまちづくり」に関しては、百人委員会費では、昨年12月、一般6部会から提案のあった9プロジェクト、智頭中学生、智頭農林高校生による3プロジェクトを支援し、次代を担う中学生・高校生とも連携したまちづくりを推進します。

また、引き続き鳥取大学から企画提案のあった1事業についても伴走支援することとしており、地元大学との連携推進を図ります。

日本1/0村おこし運動では、人的支援として、引き続き集落支援員を配置しています。

空き校舎等の利活用については、山形、那岐、山郷地区それぞれの旧小学校施設と富沢コミュニティセンターについて、引き続き地区振興協議会等を指定管理者とすることにより、地域と行政の連携を強化します。

智頭農林高校との協働連携事業については、令和4年度、高校魅力化の一環として設置した「ベースコネクト」について、高校生の認知度も高まり、集いの場として機能していることから、コーディネーターの配置など、引き続き支援を行います。

また、本年度は県外から1名の生徒が入学されましたが、今春も新たに1名が入学する見込みであることから、学生寮の運営について、県と連携しながら支援することで、学校のさらなる魅力化に努めます。

商工振興費では、町商工会及び商店が中心となって実施している「まちゼミ」や、町観光協会などと連携して特産品開発を実施する経費を継続して支援します。

また、CHIPS オーディションで採択されたビジネスプランの実現化に向け

伴走支援を行いながら、新たな仕事・雇用の創出に努めます。

そして、令和3年4月に設立した「智頭町複業協同組合」は、現在9名の雇用を創出していますが、今後も雇用拡大を図ります。この取組に対し国などの制度に基づく運営支援を行うほか、コーディネーターと地域おこし協力隊の配置を継続するとともに、派遣需要の拡大、特に冬場などの派遣先を確保することが課題としてあることから、組合員である町内事業所の新規事業創出を図るため、国の地域活性化企業人制度を活用した取組に対し支援することとしています。

商工費の国際交流事業では、平成11年から始まった大韓民国江原道楊口郡との交流について、本年度、職員相互派遣を再開し、楊口郡から1名の職員を受け入れましたが、来年度は本町から1名の職員を派遣するとともにスポーツ交流についても実施を予定しています。

学校教育については、小中学校の教育環境の整備・充実に努めるほか、GIGAスクール構想による学校の学びの急速な変化に対応するため、引き続きタブレットの活用を推進するとともに、外国語指導助手について、1名体制を継続します。

また、学校・家庭・地域等と連携し、児童生徒の様々な問題に取り組むため、スクールソーシャルワーカーや早期支援コーディネーターを継続して配置するほか、小中学校に特別支援教育支援員を配置し、教育の充実に努めます。

「地域とともにある学校づくり」を目指した、コミュニティ・スクールの運営に伴い、小中学校の活動を充実・活性化するため、地域学校協働活動推進員1名の学校配置を継続します。

また、小中学校における通学費、学校給食費を引き続き無償化するとともに、高校生通学費補助など、子育て世帯の負担軽減を図ることとしています。

教育費の国際交流事業では、令和元年度を最後に途切れていた楊口郡との中学生交流事業について、昨年度5年ぶりに再開し、令和8年度も継続をして実施することとしています。

また、スクールバス運行管理事業では、スクールバス管理運行業務委託料を計上し、小学校、中学校及び保育園に通う児童生徒園児の利便性向上と安全確保に努めます。

社会教育事業では、コミュニティ・スクールの運営に伴い、学校と地域が相互理解や信頼を深め、活動を充実・活性化するため、地域学校協働活動推進員2名

の配置を継続します。

歴史の道整備活用推進事業では、平成29年7月の豪雨により毀損した、史跡「智頭往来志戸坂峠越」の災害復旧工事を引き続き行います。

また、石谷家住宅では、団体客の予約は年々増えつつありますが、入館者増に大きくつながっていない状況ですので、来年度は開館25周年を迎えるに当たり、町内をはじめ町内外の個人客の増加を図るため、様々な企画展示を実施するとともに、さらなる情報発信を行います。

ちえの森ちづ図書館については、引き続き、子どもからお年寄りまで集い、共に学ぶ環境の整備を進め、町全体の活性化につなげることを目指します。

「地域のつながり、家庭のつながりでつくるまちづくり」に関しては、移住定住施策では、歯止めが利かない人口減少を少しでも緩やかにし、令和22年の人口5,000人維持に向け、観光施策との連携を意識しながら施策を進めます。昨年度、ゆめが丘に目標であった10棟の定住促進住宅が完成しましたが、引き続き、子育て世代向けの住宅建設の必要性などを調査・研究するとともに、空き家対策に係る地域おこし協力隊を配置、空き家バンクの整理や相談体制の強化を図りながら、遊休地や空き家の積極的な利活用についても検討していくこととしています。

また、二地域居住の推進のためコーディネーターを配置するとともに特定居住促進計画を策定し、受入れ環境の整備を進めることで、関係人口の増大に努めてまいります。

その他、住宅リフォーム助成をはじめとする各種移住定住対策を引き続き実施し、住環境整備に対する負担軽減を図ります。

また、子育て世代に向けて子育てしやすい町をPRすることが特に重要であり、移住定住施策に限らず、福祉施策、教育施策など、全庁的に子育て応援を推進するとともに、魅力発信に努めます。

また、出会いの場創出事業として、関西圏との交流を目的とした縁結び事業を、また同窓会の開催支援を実施することとしています。

疎開保険については、現在、関東、関西圏を中心に、92口181名の方に参加いただいておりますが、加入者にお送りする新鮮な野菜や米、清酒、加工品などの商品も大変好評を博しております。引き続き加入者の増加を図るため、ツアーだけでなく移住施策や観光施策と連動してプロモーション活動を行います。

地域福祉施策では、高齢者、障がい者等の生活に必要な交通手段を確保するための支援として、福祉有償移送サービス利用者助成を引き続き行います。

また、「おせっかいのまちづくり」では、平成27年におせっかい宣言をしてから10年が経過し、その間、おせっかい奨学金制度の創設など、全庁横断で推進を図ってきました。今後も、おせっかい奨学金制度を発展させながら、住民一人一人に「いい意味のおせっかい」が広がるように取組の輪を広げていきます。

在宅福祉対策事業では、「地域支え合い基盤づくり事業」、「みんなで支える集落拠点整備事業」及び「わが町支え愛体制づくり事業」を引き続き実施します。

子ども子育て支援分野では、乳児保育、一時保育、病児病後児保育、延長保育を引き続き実施し、来年度からスタートする乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）をちづ保育園で実施し、多様化する保育ニーズに応えることで、保護者の就労を支援します。

また、来年度から旧山郷保育園からちづ保育園に移転する子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業も引き続き実施し、乳幼児期の子育て世代における、育児不安や子育ての孤立を防ぎ、子どもへの健全な愛着形成を図ります。併せて、ちづ保育園における全ての園児の保育料を引き続き完全無償化とするとともに、「我が家で子育て応援給付金」についても支給するなど、子育て世帯の負担軽減に取り組みます。

観光振興については、観光・移住定住ビジョンに基づき、施策の連携を強化していきます。また、観光協会や麒麟のまちDMO、因幡街道三宿連携会議とも連携を強化し、ローカル鉄道利用促進事業、インバウンド対応、プロモーション活動などを行うための経費を計上しています。

観光施設管理事業では、観光客の利便性向上を図るため、観光施設の維持管理に要する経費を計上しています。

また、このたび設置された智頭急行恋山形駅トイレの維持管理に要する経費を計上しています。

ふるさと納税については、より魅力ある返礼品の充実を図るとともに、本町の魅力発信を継続して行い、ふるさと寄附額のさらなる増加を図ります。

以上、令和8年度智頭町一般会計予算は、予算の適正化に努めながらも、安全安心で、魅力あふれる元気なまちづくりの実現に要する経費を計上したところであり、総額は前年度比1億8,000万円、2.6ポイント増の70億5,00

0万円となりました。

次に、特別会計及び企業会計について説明します。

議案第12号 令和8年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算では、医療給付費及び令和7年度から段階的に県内で統一された医療給付費納付金を計上するとともに、特定健診、糖尿病性腎症重症化予防事業のほか、未受診者対策を引き続き実施することとしています。

また、特定健診を受けるきっかけづくりとして、受診率向上キャンペーンを行うなど、引き続き受診率向上に向けた取組を進めます。

議案第13号 令和8年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算では、貸付金の収納に要する経費を計上しています。

議案第14号 令和8年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算では、土地開発基金利子を計上しています。

議案第15号 令和8年度智頭町介護保険事業特別会計予算では、令和6年度から令和8年度までの「第9期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを推進するため、介護サービス、介護予防サービス給付費のほか、要支援者等に対する介護予防、日常生活支援総合事業に係る経費を計上しています。

増加する認知症への対策として、認知症予防教室等の予防事業の推進とともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症総合支援事業を推進します。

また、地域での介護予防、重度化予防のための取組を、引き続き智頭病院と連携して推進します。

議案第16号 令和8年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算では、智頭心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理に要する経費を計上しています。

議案第17号 令和8年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算では、後期高齢者医療広域連合の運営に要する経費を計上しています。

議案第18号 令和8年度智頭町簡易水道事業会計予算では、各施設の水質検査など維持管理に要する経費のほか、起債償還に要する経費を計上しています。

議案第19号 令和8年度智頭町公共下水道事業会計予算では、施設の維持管理及び起債償還に要する経費のほか、智頭浄化センター地下汚泥ポンプ取替修繕

工事、軽車輛購入に要する経費などを計上しています。

議案第20号 令和8年度智頭町農業集落排水事業会計予算では、施設の維持管理及び起債償還に要する経費のほか、農業集落排水事業維持管理適正化計画の見直しに要する経費、県道津山智頭八東線改良工事「西野橋架け替え」に伴う下水道管移設工事費を計上しています。

議案第21号 令和8年度智頭町水道事業会計予算では、施設の維持管理及び老朽管の修繕に要する経費のほか、智頭町水道事業基本計画に基づく、上水道配水管布設工事に要する経費、鳥取県が行う大目谷砂防工事に伴う支障下水道管移設工事費及び第2水源地の用地購入費用を計上しています。

議案第22号 令和8年度智頭町病院事業会計予算では、外来及び入院に加え、訪問診療や訪問看護、老人保健施設など医療と介護の連携により在宅での療養生活をサポートする体制を整えるとともに、医師と看護師等専門職確保に要する経費のほか、医療機器の整備及び施設の維持管理、起債償還に要する経費を計上しています。

次に、議案第23号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第8号）について、主なものを説明します。

各費目に共通して、決算見込みに基づき、人件費を含む事業費の調整を行うとともに、特別会計及び、企業会計への繰出金の調整を行っています。

総務費のまちづくり推進費、地域情報化推進事業では、IRUスポット保守などの手数料の増額を計上しています。

ふるさと基金費では、ふるさと納税額の増加に伴い、報償費など事業費の調整を計上しています。

民生費の社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計繰出金の実績見込みによる増額を計上しています。

子育て支援推進費では、森のようちえん園児の増減により、施設等利用給付費の減額及び保育料軽減事業補助金の増額をそれぞれ計上しています。

保育園事務費では、単価増額のため地域型保育給付費負担金の増額を計上しています。

ちづ保育園事務費では、食材の高騰による賄材料費及びスチームコンベクションオーブンの更新に係る備品購入費の増額をそれぞれ計上しています。

衛生費の保健衛生総務費では、休日急患歯科診療所負担金の実績見込みによる

増額を計上しています。

健康増進事業費では、実績見込みによる後期高齢者健康診査委託料と、健康ポイント事業に係る報償費の増額をそれぞれ計上しています。

保健センター管理費では、実績見込みによる燃料費と光熱水費の増額を計上しています。

病院施設費では、国保特別調整交付金に係る病院事業会計繰出金の増額を計上しています。

土木費の社会資本整備総合交付金事業及び道路メンテナンス補助事業では、国交付金配分確定による事業費の調整を行っています。

また、除雪事業では、これまでの出動実績及び今後の出動予測を踏まえ、人件費、委託料及び燃料費の増額を計上しています。

消防費の常備消防費では、実績に伴う東部広域行政管理組合負担金の増額を、防災費では、戸別受信機の取付け実績等による手数料の増額をそれぞれ計上しています。

教育費の事務局費では、フリースクール利用者が増加したため、フリースクール利用助成事業補助金の増額を計上しています。

図書館費及び学校給食費では、実績による燃料費の増額を計上しています。

公債費の元金及び利子では、金利の見直しによる事業費の調整を計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、1億5,939万4,000円の減額であり、補正後の予算総額は、70億7,314万8,000円となります。

また、議案第24号から第31号までは、特別会計及び企業会計の補正予算であり、主に決算見込みに基づくものです。

次に、条例案件について説明します。

議案第32号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、高齢層職員の多様な働き方のニーズに対する選択肢の一つとして、高齢者部分休業制度を導入するため、本条例を制定するものです。

議案第33号 智頭町犯罪被害者等支援条例の一部改正については、鳥取県犯罪被害者等に対する支援金事業が開始されることに伴い、町の見舞金制度を廃止するものです。

議案第34号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、災害

現場で行う応急作業、巡回巡視等のほか、避難所運営、罹災証明に係る家屋調査など、災害応急作業等手当として、新たに特殊勤務手当を設けるものです。

議案第35号 智頭町介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第36号 智頭町消防団条例の一部改正については、団員定数を305人とするものです。

次に、人事案件について説明します。

議案第37号 智頭町教育委員会教育長の任命については、現教育長 田中靖氏の任期が、本年3月31日で満了となるため、引き続き同氏を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、現委員 藤原 一彦氏の任期が、本年6月30日で満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので、本議会の意見を求めるものです。

最後に、その他案件についてです。

議案第39号から議案第43号は、公の施設における指定管理者の指定についてです。

指定管理者については、旧山形小学校ほか5施設の指定先をそれぞれ選定したので、本議会の議決を求めるものです。

議案第44号 智頭町過疎地域持続的発展計画の策定については、現行の計画が今年度末に終期を迎えるに当たり、新たに策定する計画について、本議会の議決を求めるものです。

議案第45号 智頭町有林の経営管理の委託については、合同会社MANABIYAに町有林の経営を委託したいので、本議会の議決を求めるものです。

議案第46号 町道の路線の認定については、新たに戸能線、天木河原線の2路線を認定することについて、本議会の議決を求めるものです。

議案第47号 町道の路線の変更については、天木線の一部を変更することについて、本議会の議決を求めるものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。

詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（安道泰治） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第5、議案第10号から日程第17、議案第22号までの13議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、一般会計予算の質疑については、歳入、歳出、債務負担行為から地方債の3区分。その他、特別会計予算については、歳入と歳出、事業会計予算については、収入と支出に分けて行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

日程第5、議案第10号 専決処分についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長(山本洋敬) 議案第10号 専決処分についての説明をさせていただきます。

専決処分書1ページをご覧いただきたいと思います。令和8年1月19日付で専決処分を行っております。

令和7年度智頭町一般会計補正予算(第7号)でございます。

歳入歳出の総額を、それぞれ731万9,000円増額し、歳入歳出の総額を、それぞれ72億3,254万2,000円とするものでございます。

専決処分書7ページをご覧ください。併せまして、別に配付しております令和7年度1月補正予算概要(専決)についてもご覧いただきたいと思います。

総務費の衆議院議員選挙費で、2月8日に執行した第51回衆議院議員選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に要する経費を措置しております。

説明は以上でございます。

○議長(安道泰治) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第11号 令和8年度智頭町一般会計予算の補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 議案第11号 令和8年度智頭町一般会計予算につきまして、別に配付しております令和8年度当初予算の概要の説明により補足説明とさせていただきますので、こちらをご覧くださいと思います。

令和8年度当初予算は、先ほど町長が提案理由で述べましたとおり、本年度に引き続き、歳入に見合った歳出が基本であることを念頭に、必要性や緊急性を考慮し、経費の精査や事業の統廃合を徹底するなど無駄を排除し、予算の適正化に努めています。

また、近年の大規模ハード事業に係る起債償還開始などにより、来年度も実質公債費比率の上昇が予想されるため、過疎債などの起債発行を計画的に行う予定としております。厳しい財政状況が続いていますが、第7次智頭町総合計画及び第2期智頭町総合戦略を踏まえた諸施策、事業を着実に実施していく予算編成を行っており、令和8年度一般会計予算は、総額70億5,000万円、対前年比2.6ポイント、1億8,000万円の増額となっております。これは、主に標準準拠システム環境構築委託料、定額減税給付金、地方創生整備推進交付金事業工事費、道路メンテナンス補助事業工事費、中学校空調設備工事費などが減額したものの、人件費、標準準拠システム保守委託料、ふるさと基金費、障害者給付費、病院事業会計繰出金などが大きく増額したことにより全体で増額となったものです。

それでは、1ページの歳入から説明させていただきます。

なお、円グラフ下の欄に増減の主なものを挙げておりますので、併せてご覧くださいと思います。

町税は、前年度比1,363万円増の6億4,139万2,000円を見込んでいます。これは、町県民税について、個人所得の増額並びに令和7年度個人住民税の定額減税分の縮小により前年度比9.5ポイント2,400万1,000円の増額を見込んでいます。固定資産税については、償却資産の減額が引き続き見込まれることにより、前年度比マイナス1.5ポイント、535万7,000円の減額を見込んでいます。

また、たばこ税について、令和7年度の実績見込みを勘案し、前年度比3.3

ポイント、111万5,000円の増額を見込んでいます。

次に、地方譲与税は、前年度比828万6,000円増の1億2,496万1,000円を見込んでいます。これは、自動車重量譲与税の増加が主なものです。

地方特例交付金等は、前年度比2,296万3,000円増の2億2,493万6,000円を見込んでいます。これは、主に地方消費税交付金が増加したことによるものです。

地方交付税では、33億3,000万円を見込んでいます。これは、令和8年度地方財政計画によると、地方交付税は、前年度比6.5%増が示されているものの、人口減少などの減額要素を考慮し、前年度比5,000万円の増額を見込んでいます。

分担金及び負担金は、前年度比470万1,000円減の1,780万7,000円を見込んでいます。これは、主に広域入所負担金の減によるものです。

国庫支出金は、前年度比1億3,062万9,000円減の5億7,867万7,000円を見込んでいます。これは、自治体情報システムの標準化移行に伴うシステム運用最適化支援事業補助金、障害者給付費負担金などが増額になったものの、自治体情報システム標準化移行に伴うデジタル基盤改革支援補助金のほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの皆減によるものです。

県支出金は、前年度比6,657万4,000円増の6億5,322万8,000円を見込んでいます。これは、公共林道改良事業費補助金、美しい森づくり基盤整備事業交付金などが減少したものの、病院分の国保特別調整交付金、タブレットの更新に係る公立学校情報機器整備事業費補助金などの増加により増額となっています。

寄附金は、前年度比5,049万9,000円増の8,210万円を見込んでいます。これは、主に本年度大幅に増加したふるさと納税寄附金の増によるものです。

繰入金のうち、基金繰入金は、前年度比1億490万4,000円増の9億9,217万4,000円を計上しています。これは、財政調整基金繰入金が1億2,300万円増加したことによるものです。

前年度繰越金は、前年度と同額の1,000万円を見込んでいます。

町債は、前年度比30万円増の2億8,100万円を計上しています。これは、道路整備事業などの過疎債が減少するものの、防災無線操作卓更新などに充当す

る緊急防災減災事業債などの増が大きな要因です。

臨時財政対策債は、前年度に引き続き、国の発行額がゼロとなっているためゼロとなっております。

続きまして、2ページの性質別について概要を説明します。

まず人件費です。4,040万2,000円の増額となっておりますが、これは、給与改定及び昇給に伴う職員級、会計年度任用職員報酬及び手当などの増が主な要因でございます。

物件費につきましては、標準準拠システム環境構築業務、戸籍システム改修業務、社会資本整備総合交付金事業及び地籍調査事業などの委託料が減少したものの、小中学校のタブレット給食センターの調理備品等更新費用など、備品購入費が増加したことに伴い、1,212万7,000円の増額となっております。

扶助費につきましては、生活保護扶助費、児童扶養手当、児童手当などが減少したものの、障害者給付費が大幅に増加したことなどにより、1,810万8,000円の増額となっております。

補助費等につきましては、東部広域行政管理組合消防負担金、病院事業会計繰出金が大幅に増加しましたが、美しい森づくり基盤整備事業交付金の減、定額減税調整給付金、地域遊休施設等活用支援事業補助金などの皆減により、521万6,000円の減額となっております。

普通建設事業につきましては、防災無線操作卓などに係る防災工事費などが増加したものの、地方創生整備推進交付金事業、中学校体育館空調設備工事などが皆減したことにより、1,877万円の減額となっております。

公債費につきましては、7,938万8,000円の増額となっておりますが、これは、過疎債ハード、過疎債ソフトなどの元金償還開始に伴い増額となることによるものです。

積立金及び貸付金につきましては、2,903万3,000円の増額となっておりますが、これは、定住促進基金積立金、ふるさと基金積立金などの増額によるものです。

繰出金につきましては、2,244万3,000円の増額となっておりますが、これは、介護保険特別会計繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療広域連合負担金、後期高齢者医療特別会計繰出金などの増額によるものです。

次に、3ページをご覧ください。目的別歳出の状況です。

議会費は、前年比392万7,000円減の8,168万8,000円を計上しています。これは、退職手当組合負担金は増額となっていますが、楊口郡議会受入れに伴う経費などの減少により減額となっています。

総務費は、前年比2,633万2,000円減の10億5,022万4,000円を計上しています。これは、標準準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド使用料、移住定住促進事業、ふるさと基金費などが増加したものの、標準準拠システムの構築費に係る経費、定額減税補足臨時給付金事業、智頭町議会議員選挙に係る経費などが減少したことによるものです。

民生費は、前年比8,241万円増の16億750万7,000円を計上しています。これは、児童手当給付事業及び生活保護扶助費などが減少したものの、人件費の増加などに伴う社会福祉総務費の増、障害者給付費の増加などに伴う障害者福祉費の増、介護保険特別会計繰出金など特別会計への繰出金の増、後期高齢者医療広域連合負担金の増加に伴う後期高齢者医療事務事業の増などによるものです。

衛生費は、前年度比8,457万5,000円増の10億696万1,000円を計上しています。これは、主に繰り出し基準に基づく病院事業会計繰出金の増加によるものです。

農林水産業費は前年度比1,642万7,000円減の8億6,622万8,000円を計上しています。これは、事業計画の増加に伴い、地籍調査事業などが増加したものの、美しい森づくり基盤整備事業交付金推進補助金、公共林道事業などが減少したことによるものです。

商工費は、前年度比2,676万2,000円減の1億1,389万4,000円を計上しています。これは、地域遊休施設等活用支援事業補助金、副業コーディネート委託料などの減少による商工振興費の減、遊ぶ広報事業委託料などの減少による観光事業の減などによるものです。

土木費は、前年度比9,333万円減の4億8,568万5,000円を計上しています。これは、工事請負費などの減少による社会資本整備総合交付金事業、地方創生整備推進交付金事業、道路メンテナンス補助事業の減などによるものです。

消防費は、前年度比9,331万8,000円増の2億7,642万8,000

0円を計上しています。これは、東部広域行政管理組合消防費負担金の増加による常備消防費の増、J－A L E R T受信機及び防災無線操作卓の更新による防災費の増などによるものです。

教育費は、前年度比708万7,000円増の6億1,790万8,000円を計上しています。これは、体育館等の空調工事の皆減により中学校事業などが減少したものの、小中学校へのタブレット端末購入費の皆増による事務局費の増、給食費の単価アップ、調理備品などの更新などにより学校給食費の増などによるものです。

公債費は、前年度比7,938万8,000円増の9億4,127万7,000円を計上しています。これは、中学校改築事業、森林セラピー、ホンモノ農産物等の農業事業補助金などの償還が完了したものの、告知端末整備に係る地域情報通信基盤事業、旧那岐小学校整備に係る空き校舎等利活用事業、可燃物処理施設整備負担金などの償還が始まったことによる増額です。

次に、4ページをご覧ください。

基金の状況につきましては、普通会計における令和8年度末の基金残高は、約12億5,700万円で、令和7年度末見込額から8億9,600万の減少を見込んでおります。これは、財政調整基金8億6,300万円、教育施設整備基金5,000万円、森林整備促進基金3億5,500万円など、合計約9億9,200万円を取り崩す予定としていることによるものです。

なお、積立については、ふるさと基金約3,200万円、定住促進基金約2,000万円、地域活性化基金約2,000万円など、合計約9,600万円を予定しております。

また、令和7年度3月補正後の基金残高は21億5,300万円で、前年度から約4億5,800万円の減少を見込んでおりますが、今後、特別交付税の令和7年度3月分が交付されますので、年度末の決算状況等を勘案して、基金の取崩し額の圧縮を検討することとしており、決算時においては、基金残高の減少をできる限り抑えたいと考えております。

公債費の状況につきましては、普通会計における令和8年度の公債費は、令和7年度に比べ、約7,900万円増額の約9億4,100万円を見込んでおります。

また、一般会計における令和8年度中の起債予定額は2億8,100万円で、

元金償還予定額は9億62万3,000円であり、差し引き令和8年度末の起債残高は、差引き64億6,900万円を見込んでおります。

以上で、令和8年度一般会計予算の補足説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為から地方債についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○議長（安道泰治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第12号 令和8年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 議案第12号 令和8年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算です。

予算書152ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億1,463万3,000円とす

るものです。この会計は、国民健康保険事業に係る経費を計上したもので、令和8年1月末現在、国保加入世帯は967世帯、被保険者数1,394名となっております。

歳出につきましては、164ページから171ページをご覧ください。

161ページからの総務費において、職員人件費、会計年度任用職員報酬、共同電算処理手数料、システム委託料、国保連合会負担金などを計上しております。

166ページからの保険給付費につきましては、県が算定した医療費の伸び率等々実績を算定に用い額を計上したもので、令和8年度は減額を見込んでいます。

168ページから、国民健康保険事業費納付金につきましては、市町村が支払う保険給付費を県が市町村に交付するための財源として徴収するものです。令和8年度から、子ども・子育て支援納付金の支払いが始まるため事業を新設しております。

169ページからの保健事業費の保健衛生普及費では、健康管理システム委託料を、医療費適正化事業費では、糖尿病性腎症重症化予防事業委託料を計上しております。

また、特定健康診査等事業費では、特定健診委託料とともに、引き続き、特定健診受診率向上のため、未受診者対象者等を専門機関に委託するための経費を計上しています。

歳入につきましては、159ページから163ページとなります。

国民健康保険税及び国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金、基金繰入金等で計上しています。

説明は以上です。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第 8、議案第 13 号 令和 8 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） では、予算書 180 ページをご覧ください。
予算説明資料につきましては、特別会計予算資料の 14、15 ページで
ございます。

議案第 13 号 令和 8 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であり
ます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 106 万 8,000 円としております。

まず、歳出についてですけれども、186 ページをご覧ください。

住宅新築資金貸付事業宅地取得資金貸付事業の一般会計の繰出金をそれぞれ計
上しております。

また、住宅新築資金償還推進助成事業では、貸付金償還推進に係る職員人件費
と事務経費を計上しております。

次に、歳入についてですが、185 ページのとおり、県補助金、貸付金元利収
入をもって措置しております。

以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第 9、議案第 14 号 令和 8 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予
算の補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 予算書 193 ページをご覧ください。

議案第 14 号 令和 8 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算についま

しては、歳入歳出の総額を、それぞれ8万6,000円とするものです。

次に、198ページ及び199ページをご覧ください。

歳入歳出それぞれに8万6,000円を計上しておりますが、これは、土地開発基金から生じる利子を土地開発基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第15号 令和8年度智頭町介護保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 予算書200ページをご覧ください。

議案第15号 令和8年度智頭町介護保険事業特別会計予算です。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億9,288万6,000円とするものです。この会計は、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者の介護保険事業に係る費用を計上しております。

歳出につきましては、211ページから220ページとなります。

211ページからの総務費では、職員の人件費電算事務に要する経費のほか、介護認定審査調査等に関する費用を、また、第10期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のために開催する委員会の費用を計上しています。

212ページからの保険給付費につきましては、令和7年度の給付状況を基に各サービス費を計上しており、介護報酬改定も見込み、全体として増額となっています。

215ページからの地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費で、要支援者の通所介護相当サービス、訪問介護相当サービス、通所

介護サービスに係る費用を計上し、また、そのプラン作成に係る費用を介護予防ケアマネジメント事業費で計上しています。

216ページの一般介護予防事業費では、認知症予防のための脳の健康教室、温水プールや運動による介護予防教室及び地域リハビリテーション活動支援事業の委託料を計上しています。

217ページの任意事業では、独り暮らしの高齢者に配食を行い、見守り活動を行う食の自立支援事業や要介護度4・5の方を自宅で介護されている非課税世帯の家族に介護用品を支給するための経費等を計上しています。

また、認知症総合支援事業費では、引き続き、認知症地域支援推進員を配置し、認知症予防教室等の実施とともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けるよう認知症総合事業を推進するための費用を計上しています。

220ページの諸支出金につきましては、一般会計繰出金で、介護分、重層的支援体制整備事業を一般会計で行うための経費を計上しています。

歳入につきましては、207ページから210ページとなります。

保険料及び国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金、繰入金等を計上しています。

説明は以上です。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第16号 令和8年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 予算書229ページをご覧ください。

議案第16号 令和8年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算です。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,763万8,000円とするものです。この会計は、智頭心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理に要する経費を計上しております。

歳出につきましては、235ページとなります。

サービス事業費において、指定管理施設である智頭心和苑、智頭デイサービスの修繕料及び介護サービス事業運営基金積立金等を公債費において、令和7年度に更新したナースコールに係る地方債の償還金利子を計上しています。

歳入につきましては、234ページになります。

介護サービス事業運営基金繰入金、社会福祉協議会からの寄附金等を計上しています。

説明は以上です。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第17号 令和8年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 予算書237ページをご覧ください。

議案第17号 令和8年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算です。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,248万1,000円とするものです。この会計は、75歳以上の方や一定の障害などにより認定を受けた65歳以上75歳未満の方の医療に係る費用を計上しております。

歳出につきましては、243ページになります。

鳥取県後期高齢者医療広域連合に納める納付金等を計上しています。

歳入につきましては、242ページになります。

保険料及び繰入金等を計上しています。

説明は以上です。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第18号 令和8年度智頭町簡易水道事業会計予算の補足説明を求めます。

西川水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、令和8年度簡易水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

議案第18号 令和8年度智頭町簡易水道事業会計予算であります。

まず、収益的収入及び支出については、簡易水道事業収益並びに簡易水道事業費用を2,497万5,000円としております。

続いて、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入並びに資本的支出を114万円としております。

詳細につきましては、予算書16ページから18ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、おおむね例年とおりで、水質検査業務等を計上しております。

収入については、16ページになります。

給水使用料並びに他会計補助金、長期前受金戻入をもって措置しております。

続いて、18ページをご覧ください。

資本的支出については、企業債の元金償還金を計上しています。

収入につきましては、他会計補助金をもって措置しております。

以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、収入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、支出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第19号 令和8年度智頭町公共下水道事業会計予算の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 令和8年度公共下水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

議案第19号 令和8年度智頭町公共下水道事業会計予算であります。

まず、収益的収入及び支出については、下水道事業収益並びに下水道事業費用を2億1,058万1,000円としております。

続いて、資本的収入及び支出については、資本的収入並びに資本的支出を1億7,467万円としております。

詳細につきましては、予算書21ページから25ページをご覧ください。

公共下水道施設の長寿命化、維持管理及び改築につきましては、令和6年度に改定しております智頭町下水道ストックマネジメント計画に基づいて事業を進めてまいります。

まず、収益的支出の維持管理につきましては、おおむね例年とおりでございますが、総経費の委託料について、新たに地方公営企業会計運用支援業務を計上しております。

また、営業外費用では、企業債利息等を計上しております。

収入については、21ページになります。

下水道使用料並びに他会計補助金、長期前受金戻入等をもって措置しておりま

す。

続いて、資本的支出につきましては、25ページをご覧ください。

建設改良費のうち、管路建設改良費の工事請負費では、上町の1号マンホールポンプの取替え修繕工事費を、処理場建設改良費では、智頭浄化センター地下汚泥ポンプの取替え修繕工事と次年度にかかります建設改良事業に係る設計委託料を計上しております。

また、固定資産購入費では、新たに軽車両のトラックの購入費用を計上しております。

企業債償還金では、建設企業債元金償還金を計上しております。

収入につきましては、企業債、他会計補助金、国庫補助金等をもって措置しております。

以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、収入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、支出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第20号 令和8年度智頭町農業集落排水事業会計予算の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、令和8年度農業集落排水事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

議案第20号 令和8年度智頭町農業集落排水事業会計予算であります。

まず、収益的収入及び支出については、下水道事業収益並びに下水道事業費用を2億4,721万1,000円としております。

続いて、資本的収入及び支出については、資本的収入並びに資本的支出を2億

3, 017万2, 000円としております。

詳細につきまして、予算書21ページから25ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、維持管理費に関する経費、おおむね例年どおりであります。総経費の委託料につきまして、新たに地方公営企業会計運用支援業務、農業集落排水施設維持管理適正化計画作成業務委託料を計上しております。

また、営業外費用では、企業債利息等を計上しております。

収入については、21ページになります。

下水道使用料、他会計補助金並びに補助金、長期前受金戻入等をもって措置しております。

続いて、25ページをご覧ください。

資本的支出については、県道津山智頭八東線改良工事の西野橋架け替えに伴う下水道管移設工事費を計上しております。

また、企業債償還金では、建設企業債元金償還金を計上しております。

収入につきましては、企業債、他会計補助金等をもって措置しております。

以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、収入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、支出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第21号 令和8年度智頭町水道事業会計予算の補足説明を求めます。

西川水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、令和8年度水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

議案第21号 令和8年度智頭町水道事業会計予算であります。

まず、収益的収入及び支出については、水道事業収益を9,035万9,000円、水道事業費用を8,716万9,000円としております。

1ページめくっていただきまして、資本的収入及び支出については、資本的収入を1,250万9,000円資本的支出を3,916万1,000円としております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額2,665万2,000円につきましては、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分の損益勘定留保資金で補填しております。

詳細につきましては、予算書21ページから26ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、施設の維持管理費等、おおむね例年どおりでありますけれども、総経費の委託料につきましては、新たに固定資産調査評価業務を計上しております。

収入については、21ページになりますが、給水使用料並びに職員給与費分についての他会計補助金、長期前受金戻入等をもって措置しております。

続いて、26ページをご覧ください。

資本的支出については、建設改良費において、水道事業計画に基づき、第二水源地の施設更新時のための用地購入費を計上するとともに、老朽管の布設替え工事費用を計上しております。

また、令和7年事業から繰り越します県工事の大目谷川砂防工事に伴います支障水道管移設工事費を計上しております。

収入につきましては、国庫補助金、工事負担金をもって措置しております。

以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、収入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、支出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第22号 令和8年度智頭町病院事業会計予算の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 令和8年度智頭町病院事業会計の補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

議案第22号 令和8年度智頭町病院事業会計予算でございます。

収益的収入の額を21億3,994万8,000円、収益的支出を23億3,129万1,000円とするとともに、2ページに移りまして、資本的収入の総額を2億5,258万1,000円、資本的支出の総額を3億1,718万2,000円とするものでございます。前年度実績を反映させ、診療報酬改定と患者確保の目標を設定することで収支を積み上げております。

業務の予定量としまして、1ページに記載しております年間患者数と利用者数を掲げておりますが、これを利用率に換算しますと、一般病棟で86.6%、療養病棟で86%、老人保健施設で95%というような利用率を見込んでおります。外来患者数におきましては、1日当たり160.5人と見込んでおります。

37ページから47ページに収益的収入を計上しております。

41ページから51ページで、収益的支出の各費目を計上しております。

その後ですが、51ページが、資本的収入の計上となります。

52ページ、53ページで資本的支出の各費目の計上をしております。

説明は以上となります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、収入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、支出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

これで補足説明及び質疑を終わります。

日程第6、議案第11号から日程第17、議案第22号までの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 異議なしと認めます。

よって本案は、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時30分

再 開 午後 1時30分

○議長(安道泰治) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました予算特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたのでご報告します。

委員長に、岡田光弘議員、副委員長に谷口翔馬議員、以上のとおりです。

日程第18、議案第32号から日程第33、議案第47号まで 16議案

○議長(安道泰治) 日程第18、議案第32号から日程第33、議案第47号までの16議案の補足説明及び質疑を行います。

日程第18、議案第32号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長(山本洋敬) 議案書1ページから2ページをご覧ください。併せて、議案説明資料1ページ上段もご覧いただきたいと思います。

議案第32号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてです。

これは、高齢層職員の多様な働き方のニーズに対する選択肢の一つとして、高齢者部分休業制度を導入するため、必要な事項を定めるものです。

概要につきましては、職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日から取得できるものとし、1週間当たりの通常勤務時間の2分の1を超えない

範囲において、1時間を単位として取得可能とするものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日です。

説明は以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第33号 智頭町犯罪被害者等支援条例の一部改正についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 議案書3ページから4ページをご覧ください。併せて、議案説明資料1ページ下段もご覧いただきたいと思います。

議案第33号智頭町犯罪被害者等支援条例の一部改正についてです。

これは、令和8年度から、鳥取県犯罪被害者等に対する支援金事業が開始されることに伴い、町の見舞金制度を廃止するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日です。

説明は以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第34号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 議案書5ページから7ページをご覧ください。併せて、議案説明資料2ページ上段もご覧いただきたいと思います。

議案第34号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてです。

これは、災害により災害対策基本法に規定する都道府県、または市町村災害対策本部が設置された区域において、災害応急の作業等を行う場合、災害応急作業

等手当を支給するものとし、必要な事項を定めるものでございます。

概要につきましては、議案説明資料の2の概要にあるとおり、アの応急作業及び調査では、1日につき1,080円を、イの巡視・監視では、1日につき710円を、ウの避難所運営、罹災証明に係る家屋調査等では、1日につき710円を支給するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日です。

説明は以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第35号 智頭町介護保険条例の一部改正についての補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 議案書8ページから9ページ、説明資料2ページ下段をご覧ください。

議案第35号 智頭町介護保険条例の一部改正についてです。

これは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。令和8年度の介護保険料の算定において、令和7年度税制改正前と同様の判定となるよう、附則において基準の特例を設けるものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第36号 智頭町消防団条例の一部改正についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 議案書 11 ページから 12 ページをご覧ください。併せて、議案説明資料 3 ページ上段もご覧いただきたいと思います。

議案第 36 号 智頭町消防団条例の一部改正についてです。

これは、消防団員が減少傾向にあり、実態に合わせて、第 5 条の団員の定数を 305 名に改正するものでございます。

施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日です。

説明は以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 38 分

再 開 午後 1 時 38 分

○議長（安道泰治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 23、議案第 37 号、智頭町教育委員会教育長の任命についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 議案書 13 ページをご覧ください。

議案第 37 号 智頭町教育委員会教育長の任命についてでございます。

令和 8 年 3 月 31 日で任期満了となります八頭郡智頭町大字大呂 191 番地。

田中 靖。昭和 36 年 1 月 2 日生まれを引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時39分

再 開 午後 1時39分

○議長（安道泰治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24、議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 議案書14ページをご覧ください。

議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

これは、現委員藤原一彦氏の任期が本年6月30日で満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条3項の規定により、本議会の意見を求めるものです。

人権擁護委員として選任したい者は、八頭郡智頭町大字福原316番地、藤原一彦氏。昭和25年12月21日生まれです。

なお、選任後の任期は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間です。

説明は以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第25、議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形小学校）の補足説明を求めます。

迎山企画課長。

○企画課長（迎山恵一） それでは、議案15ページをお願いします。

議案第39号 公の施設における指定管理者の指定についてでございます。

これは、地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、旧山形小学校。指定管理者は、八頭郡智頭町大字郷原 2 3 8 番地、恋山形運営協議会会長 荒子英明。指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで。指定の理由は、旧山形小学校の活用に伴い、地域振興の発展を推進するため、地域活性化を担う恋山形運営協議会を引き続き指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、指定管理者選考委員会で厳正な審査を行い、管理者として決定されたことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第 2 6、議案第 4 0 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧那岐小学校）の補足説明を求めます。

迎山企画課長。

○企画課長（迎山恵一） それでは、議案 1 6 ページをお願いします。

議案第 4 0 号 公の施設における指定管理者の指定についてでございます。

これは、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、旧那岐小学校、指定管理者は、八頭郡智頭町大字大背 2 0 5 番地、いざなぎ振興協議会会長 大谷豪太郎。指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで。指定の理由は、旧那岐小学校の活用に伴い、地域振興の発展を推進するため、地域活性化を担ういざなぎ振興協議会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、指定管理者選考委員会で厳正な審査を行い、管理者として決定されたことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 質疑なしと認めます。

日程第27、議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について(旧山郷小学校)の補足説明を求めます。

迎山企画課長。

○企画課長(迎山恵一) それでは、議案17ページをお願いします。

議案第41号 公の施設における指定管理者の指定についてでございます。

これは、地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、旧山郷小学校。指定管理者は、八頭郡智頭町大字福原19番地、一般社団法人山郷地区振興協議会会長 中澤一博。指定の期間、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。指定の理由は、旧山郷小学校の活用に伴い、地域振興の発展を推進するため、地域活性化を担う一般社団法人山郷地区振興協議会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、指定管理者選考委員会で厳正な審査を行い、管理者として決定されたことを申し添えます。

以上で報告を終わります。

○議長(安道泰治) 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 質疑なしと認めます。

日程第28、議案第42号 公の施設における指定管理者の指定について(旧山形保育園)の補足説明を求めます。

迎山企画課長。

○企画課長(迎山恵一) それでは、議案18ページをお願いします。

議案第42号 公の施設における指定管理者の指定についてでございます。

これは、地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求めるもので

ございます。

公の施設の名称は、旧山形保育園。指定管理者は、八頭郡智頭町大字郷原238番地、山形地区振興協議会会長 大呂佳巳。期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。指定の理由は、旧山形保育園の活用に伴い、地域振興の発展を推進するため、地域活性化を担う山形地区振興協議会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、指定管理者選考委員会で厳正な審査を行い、管理者として決定されたことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第29、議案第43号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立富沢コミュニティセンター）の補足説明を求めます。

迎山企画課長。

○企画課長（迎山恵一） それでは、議案19ページをお願いします。

議案第43号 公の施設における指定管理者の指定についてでございます。

これは、地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、智頭町立富沢コミュニティセンター。指定管理者は、八頭郡智頭町大字新見371番地1、富沢地区振興協議会会長 河村勝敏。指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。指定の理由は、智頭町立富沢コミュニティセンターの活用に伴い、地域振興の発展を推進するため、地域活性化を担う富沢地区振興協議会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、指定管理者選考委員会で厳正な審査を行い、管理者として決定されたことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第30、議案第44号 智頭町過疎地域持続的発展計画の策定についての補足説明を求めます。

迎山企画課長。

○企画課長（迎山恵一） それでは、議案20ページをお願いします。また、別に配付しております計画もご覧いただけたらと思います。

議案第44号 智頭町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。

これは、現行の計画が今年度末で終期を迎えるに当たり、新たに策定する計画について、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項及び智頭町議会基本条例第9条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

なお、計画の詳細につきましては、別途説明の場をいただきますことと、策定に当たっては、パブリックコメントを実施いたしましたことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第31、議案第45号 智頭町有林の経営管理の委託についての補足説明を求めます。

北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也） 議案書21ページをご覧ください。

議案第45号 智頭町有林の経営管理の委託についてでございます。

これは、智頭町有林の経営管理を委託することについて、智頭町有林に関する条例第8条第2項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

経営を委託する森林は、埴師北谷奥1261番地、松尾谷1257番地、1258番地の計3筆、57.52ヘクタールです。経営を委託する期間は、令和8

年4月1日から令和9年3月31日の1年間で、経営を委託する相手方は、合同会社MANABIYA、代表社員 國岡将平です。

経営を委託する事項は、立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業、森林の保護等に必要となる事項になります。

説明は以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大河原昭洋議員。

○7番（大河原昭洋） 本件は、いろいろな経緯があって、今回、議決案件ということで上程をされてるわけですが、この1年間経営を委託するということになりますので、これは収支につきましては、また議会のほうに報告があるというふうな認識でよろしかったですか。

○議長（安道泰治） 北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也） 収支の関係でございますけれども、智頭町有林の今の在り方、経営の在り方については、1年間に限っては、今までとおりとさせていただきます。この町有林の在り方については、来年度1年間で見直しを行ってまいりますので、収支の説明みたいなところを、また今後ご説明させていただくというところになります。

以上です。

○議長（安道泰治） 7番、大河原昭洋議員。

○7番（大河原昭洋） ちょっと耳が悪いかもしれませんが、もう一度説明をお願いできますか。ちょっと聞こえづらかった部分があるので。

○議長（安道泰治） 北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也） 町有林の施業の在り方というものについては、来年度見直しを行ってまいりますので、来年度1年間につきましては、今までとおりの経営のやり方になっていくということになります。

以上です。

○議長（安道泰治） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第 3 2、議案第 4 6 号 町道の路線の認定についての補足説明を求めます。
酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） それでは、議案書 2 2 ページをご覧ください。

議案第 4 6 号 町道の路線の認定についてです。

これは、町道戸能線及び天木河原線を新たに町道に認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

理由の説明に当たりまして、先月の常任委員会で配付の図面も併せてご覧いただきたいと思っております。

認定する路線は 2 路線となります。まず、町道戸能線は、現在農道として利用されていますが、国道 5 3 号線の合流等において、近接町道川戸穂見線になりますが、これよりも安全性の高い当該農道を多くの方が生活道路として利用されている現況に鑑み、町道として適切な維持管理をする必要があると判断し、新たに認定するものでございます。

また、町道天木河原線は、現在農道で利用されていますが、この先には、本町の資源でもあり公共施設である天木森林公園が存在しております。今後、利用促進を図るためにも重要な路線であるため、町道として適切な維持管理をする必要があると判断し、新たに認定するものでございます。

それぞれ詳細については、2 2 ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第 3 3、議案第 4 7 号 町道の路線の変更についての補足説明を求めます。
酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） それでは、議案書 2 3 ページをご覧ください。

議案第 4 7 号 町道の路線の変更についてでございます。

これは、既認定町道天木線の終点を変更し、短縮することについて、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

この説明に当たりましても、先月の常任委員会で配付の図面も併せてご覧いた

だきたいと思います。

このたびの変更路線の天木線は、既に町道認定されている路線でございます。当該区間については、幅員が狭く車両が通行できないため、近接する農道が基幹生活道となっている状況に鑑み、地元集落とも協議の結果、このたび終点を変更し、短縮するものでございます。

詳細については、23ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大河原昭洋議員。

○7番（大河原昭洋） すみません。ちょっと今聞くべきことなのかよく分からないんですけど、これ以前、民生常任委員会を出していただいた図面を見させていただいてるんですけど、天木集落のところの黄色の点線というのが従来の町道というふうな認識で、これを廃止して、新たに赤線のところを町道にすることによってよろしかったですね。

○議長（安道泰治） 酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） そのとおりでございます。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第34．議案第23号から日程第42．議案第31号まで 9案

○議長（安道泰治） これから、日程第34、議案第23号から日程第42、議案第31号までの9議案の補足説明及び質疑を行います。なお、この9議案については、本日可否決定を行います。

日程第34、議案第23号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第8号）の補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 補正予算書1ページをご覧ください。

議案第23号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第8号）でございます。

歳入歳出の総額から1億5,939万4,000円を減額し、それぞれ70億7,314万8,000円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、別に配付しております令和7年度3月補正予算概要と補正予算書により説明させていただきます。なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承いただきたいと思います。

全事業にわたって、人件費及び各事業の決算見込みに基づく調整を行うとともに、各特別会計の補正に伴う各特別会計への繰出金の調整を行っております。

それでは、補正予算書27ページ、概要は1ページの総務費のまちづくり推進費、地域情報化推進事業では、IRUスポット保守などの手数料の増額を、まちづくり事務費では、実績に伴う東部行政管理組合運営費負担金の増額をそれぞれ計上しています。

予算書28ページ、概要は2ページの地域活性化のおせっかい奨学パッケージ推進事業では、基金積立金の増額を、29ページのふるさと基金費では、ふるさと納税額の増加に伴い、報償費などの事業費の調整をそれぞれ計上しております。

少し飛びまして、予算書35ページ、概要は3ページとなる民生費の子育て推進費、森のようちえん事業では、園児の増減により、施設等利用給付費の減額及び保育料軽減事業補助金の増額を計上しております。

36ページの保育園費、保育園事務費では、単価増額のため、地域型保育給付費負担金の増額を、ちづ保育園事務費では、食材の高騰による賄い材料費及びスチームコンベクションオーブンの更新に係る備品購入費の増額をそれぞれ計上しています。

同じく36ページの児童手当給付費、物価高騰対応子育て応援手当給付事業では、物価高騰対応子育て応援手当の増額を計上しています。

予算書37ページ、概要は4ページとなる衛生費の保健衛生総務費では、休日急患歯科診療所負担金の実績見込みによる増額を、38ページの健康増進事業費では、実績見込みによる後期高齢者健康診査委託料と健康ポイント事業に係る報償費の増額を、同じく38ページの保健センター管理費では、実績見込みによる燃料費と光熱水費の増額をそれぞれ計上しています。

予算書39ページ、概要は5ページとなる病院施設費では、国保特別調整交付金に係る病院事業会計繰出金の増額を計上しています。

また、少し飛びまして、予算書44ページ、概要は6ページとなる土木費の道路維持費及び道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金事業及び道路メンテナンス補助事業で、国交付金配分確定による事業費の調整を、除雪に係る事業では、これまでの出動実績及び今後の出動予測を踏まえ、人件費、委託料などの増額をそれぞれ計上しています。

予算書45ページ、概要は7ページとなる消防費の常備消防費では、実績に伴う東部広域行政管理組合負担金の増額を、46ページの防災費では、1月からの大雪に対応した管理職特別勤務手当、戸別受信機の取付け実績等の手数料の増額をそれぞれ計上しています。

予算書47ページの教育費の事務局費では、フリースクール利用者が増加したため、フリースクール利用助成事業補助金の増額を、48ページの図書館費及び49ページの学校給食費では、実績による燃料費の増額をそれぞれ計上しています。

同じく49ページの公債費の元金及び利子では、利率の見直しによる事業費の調整を計上しています。

以上、合計1億5,939万4,000円の減額補正となっております。

次に、歳入についてですが、補正予算書16ページから24ページをご覧ください。

地方交付税から町債まで、歳出と同額の1億5,939万4,000円の減額となっておりますが、いずれも実績及び決算見込みに基づくものでございます。主なものは、地方交付税を現段階での実績により増額し、繰入金では、財政基金、森林整備促進基金などから繰入金の減額を、町債では、土木債等の減額をそれぞれ計上しています。

説明は以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入、歳出、繰越明許費から、地方債の3区分に分けて行います。なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

では、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、西尾寿樹議員。

○3番（西尾寿樹） 補正概要書の6ページをお願いいたします。

山と暮らしの人づくり事業という中で、一般財源から600万円というものが
出ておりまして、その手前を見ますと、その他のところに988万円ということ
で、繰入金ということで、森林整備推進基金繰入金というのが本冊の22ページ
に載っております。この減額の要因を少し教えていただけませんかでしょうか。

○議長（安道泰治） 北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也） 減額の理由ですけれども、森林整備促進基金を充
当した事業が実績見込みで減額しているものでございます。今回、森林整備促進
基金の繰入金から一般財源、森林環境譲与税のほうに財源の更正をさせていただ
いております。これは、今年度配分された森林環境譲与税、こちらを全額執行し
て、その後に基金の取崩しを行っていかうという趣旨のものでございます。

以上です。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岡田光弘議員。

○9番（岡田光弘） 本冊27ページのまちづくり推進費でございます。提案理
由書の中にも説明がありましたが、IRUのスポット保守の手数料については増
額という説明がございました。27ページの予算書では、IRUの保守の委託料
は99万1,000円の減額となっております。この辺りで増額になるものと減
額になるものが予算書の中で混在していると思われますので、その辺りの説明を
お願いしたいのと、同じく、このページでいくと、地方創生の委託料の500万
円、それから、ガバメントクラウド使用料の1,220万円。

○議長（安道泰治） 岡田議員、すみません、一問一答でお願いします。

迎山企画課長。

○企画課長（迎山恵一） すみません。IRUのところですが、提案理由
では、ひとまとめで説明をさせていただきましたが、おっしゃるように、予算書
の27ページのほうでは、手数料で増額、委託料で減額となっております。減額
となるほうは、IRU全体の運用であるとか定期点検の委託業務、実際に増額と

なるのは、IRU設備の新設であったり、移転、廃止、倒木とか火災とかいろいろ要因はありますけども、そういった費用の増額ということですので、別物ということと考えていただければと思います。

○議長（安道泰治） 9番、岡田光弘議員。

○9番（岡田光弘） 同じく27ページで地方創生の事業委託料500万円の減額の内容についてお願いします。

○議長（安道泰治） 迎山企画課長。

○企画課長（迎山恵一） ご指摘の部分ですけども、民泊であるとかセラピー、あと町が主催するイベント、可能であれば民間事業者さんが運営する宿泊施設の予約であったりとか、こういったものを一元管理できるシステムを構築したいということで、プロポーザルによる審査会を開催させていただいたんですが、一つ提案があったんですが、なかなか我々が想定するものに達しなかったので、予算執行することができませんでした。

以上です。

○議長（安道泰治） 9番、岡田光弘議員。

○9番（岡田光弘） 27ページでガバメントクラウド使用料1,220万円の減額の内容についてお願いします。

○議長（安道泰治） 山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） ガバメントクラウドの使用料の減額についてですが、これは、自治体情報システムの標準化に伴うものでありまして、全国的に令和7年度開始のため、実際の金額が見込めなかったというものでございます。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

6番、波多恵理子議員。

○6番（波多恵理子） 35ページ本冊というのか、一般会計補正予算の35ページです。森のようちえん・保育園軽減事業補助金が44万7,000円増額になってます。途中で対象となる園児が何名か入られたのかと思いますが、44万7,000円の内容について説明をください。

○議長（安道泰治） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 年度当初は1名予定していましたが、途中で3名ありましたので、合計4名ということで増額をさせていただいています。

○議長（安道泰治） ほかにございませんか。

9番、岡田光弘議員。

○9番（岡田光弘） 36ページの保育園費につきましては、提案理由書のほうで増額の理由について述べていただきましたけれども、この中の負担金補助及び交付金の中に、広域入所の負担金が579万円減額となっております。見込みより実績がかなり減ったということになるかと思いますが、この辺りの内容についてお願いします。

○議長（安道泰治） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 当初は5名予定していましたが、実績が3名ということで、2名減となっております。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

2番、仲井 莖議員。

○2番（仲井 莖） 本冊35ページの一番上、12番、委託料のマイナス100万円になってると思うんですけど、背景とか要因を教えてくださいませんか。委託料のマイナス100万円、子育て短期支援事業委託料の要因です。

○議長（安道泰治） 前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） すみません。今お聞きいただいた委託料、子育て短期支援事業委託料の100万円の減額についてですが、当初予算は取っておりましたが、その状態になる方がいなかったということで、実績に伴う減です。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

7番、大河原昭洋議員。

○7番（大河原昭洋） 39ページの衛生費の病院施設費で、繰出金で町長の説明の中にありましたように、国保の特別調整交付金分というふうなことでありました。この国保特別調整交付金というものはどういうものなのかというのを少し説明をお願いいたします。

○議長（安道泰治） 前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） すみません。ご質問のありました病院事業会計の繰出金ですが、国保特別調整交付金の中の特別事業分という部分で病院に対して申請ができるものがありまして、その内容につきましては、病院のほうからご説明いただきたいと思います。

○議長（安道泰治） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） このたび国保特別調整交付金で措置できたという

内容につきましては、宿日直の医師の派遣なりを外部の医師をお願いしております。その外部の医師に支出する報酬等がかかり増しになっている部分について交付金の対象となりましたので、申請をしまして、交付していただくという内容になっております。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

9番、岡田光弘議員。

○9番（岡田光弘） 44ページの道路維持の中で、除雪委託料の増額については提案理由で説明をいただいたんですけども、今年1月、2月は、近年にない大変な大雪ということで、ちょうどこの補正予算の作業される時期と重なって、どこまで見積もられたかなということをおもうんですけども、今回の6,000万円の補正ということで、今年度の大雪に対しては、今の段階では、この金額で行えるということよろしいでしょうか。

○議長（安道泰治） 酒本課長。

○地域整備課長（酒本和昌） 除雪につきましてですけども、除雪に関する費用につきましては、除雪事業と社会資本整備総合交付金の中にも除雪事業分が入っています。これらをトータルすると、総合の事業費が8,600万円程度の今事業費になっています。今現在、これちょっと正確に数字がないんですけど、大体、今回の大雪で13日程度出動していただいております、1日当たりが大体500万円程度の経費がかかっていると想定しています。昨年度を見ますと、8日間程度の出動で3,900万円ぐらいの支出をしているという実績がございましたので、その実績に労務費の上昇分を加味して計算して、8,900万円程度かかるだろうということで、予算要求させていただいております。若干のバッファは、余裕分は見ているところでございます。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

7番、大河原昭洋議員。

○7番（大河原昭洋） 本冊の47ページの教育総務費の事務局費の中で、負担金補助及び交付金でフリースクール等利用料助成云々という補助金がありますけども、これフリースクールの利用者が増えたという説明がありました。何人増えたのかというのをまずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（安道泰治） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 1名の増です。

○議長（安道泰治） 7番、大河原昭洋議員。

○7番（大河原昭洋） 予算書に計上されている部分としては、この利用者の1名の通われている施設というのは、緑ヶ丘教室ということによろしいんですか。

○議長（安道泰治） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 鳥取にあります、すてっぷという施設になります。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

9番、岡田光弘議員。

○9番（岡田光弘） 46ページの防災費の中に、大雪支え愛活動事業補助金がありまして、60万円の減額になっています。これ多分、皆減になると思うので、今年大雪だったんですけれども、住民に密着した補助金としては、あんまり需要がなかったのかなと思うんですが、しかも、これ多分今年度で終了ということになるかと思えますけど、実際にはこの制度としては、こちらが行政側が想定したような需要がなかったということによろしいですか。

○議長（安道泰治） 山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） そのとおりでございます。

○議長（安道泰治） ほかがございせんか。

7番、大河原昭洋議員。

○7番（大河原昭洋） 41ページの林業振興費の委託料の中で、マルチフォレスター派遣体制強化事業委託料というのが520万円減額になっております。当初は780万円だというふうに記憶しておりますけれども、新規事業だったと思いますが、これだけ減額になった要因を説明をお願いします。

○議長（安道泰治） 北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也） マルチフォレスター派遣体制強化事業ですけれども、これ当初2名の採用を見込んでおったところなんですけれども、1名が新規採用で、大学卒業する方でいい方がいらっしゃったということで、翌年の4月の採用に送ったというところがございます。

以上です。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、繰越明許費から地方債までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 質疑なしと認めます。

最後に、再度、一般会計の補正予算全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 質疑なしと認めます。

日程第35、議案第24号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長(前田美由紀) 補正予算書55ページをご覧ください。

議案第24号令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ283万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ8億6,314万1,000円とするものです。

歳出につきましては、62ページ、63ページをご覧ください。

一般管理費及び特定健診診査等事業費で実績見込みによる減額を、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分、介護納付金分で財源の組み替えを計上しています。

歳入につきましては、61ページをご覧ください。

県支出金、一般会計繰入金、基金繰入金で計上しています。

以上で説明を終わります。

○議長(安道泰治) 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 質疑なしと認めます。

日程第36、議案第25号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長(前田美由紀) 補正予算書64ページをご覧ください。

議案第25号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ428万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億2,189万2,000円とするものです。

歳出につきましては、72ページから74ページをご覧ください。

一般管理費、介護認定審査会費、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、任意事業費、認知症総合支援事業費、介護予防支援費で、それぞれ実績に伴う減額を計上しています。介護予防ケアマネジメント事業費の時間外勤務手当と一般会計繰出金で、実績見込みに伴う増額をそれぞれ計上しています。

また、介護サービス等諸費では、財源の組み替えを計上しています。

歳入につきましては、70ページ、71ページをご覧ください。

国庫支出金及び支払い基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金、介護予防サービス収入で計上しています。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第37、議案第26号 令和7年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 補正予算書78ページをご覧ください。

議案第26号 令和7年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,477万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5,950万4,000円とするものです。

歳出につきましては、85ページをご覧ください。

介護福祉施設事業で、ナースコール設備更新の実績に伴い、工事請負費の減額を計上しています。

歳入につきましては、84ページをご覧ください。

基金繰入金、町債で計上しています。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第38、議案第27号 令和7年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 補正予算書87ページをご覧ください。

議案第27号 令和7年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ229万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億2,278万5,000円とするものです。

歳出につきましては、94ページをご覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金を実績に伴い、減額計上しております。

歳入につきましては、93ページをご覧ください。

繰入金で計上しています。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第39、議案第28号 令和7年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、公共下水道事業会計補正予算の補足説明をさせていただきます。補正予算書1ページをご覧ください。

議案第28号 令和7年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第3号）でご

ざいます。

収益的収入及び支出のうち、下水道事業収益の営業外収益を303万9,000円減額し、2億1,431万2,000円に、また、下水道事業費用の営業費用を353万4,000円減額、営業外費用を49万5,000円増額し、2億1,541万2,000円としております。

続きまして、資本的収入及び支出の資本的収入のうち、企業債を880万円減額、他会計補助金を9万円増額、補助金を871万円減額し、1億5,992万3,000円に、資本的支出については、建設改良費を1,742万円減額し、1億5,882万3,000円としております。

職員給与費につきましては、第4条にありますように、11万5,000円減額し、969万3,000円としております。

詳細につきましては、5ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、下水道事業費用のうち、処理場費及び総経費につきましては、決算見込みに伴う備用品費、委託料、動力費等の減額を、また、人件費の調整に伴う賞与引当金繰入の額を計上しております。

営業外費用につきましては、企業債支払利息の利率改定に伴う増額を計上しております。

収益的収入につきましては、事業実績見込みに伴う他会計補助金並びにその他雑収益の減額を措置しております。

続きまして、6ページの資本的支出につきましては、建設改良費のうち、令和7年度当初に計画しておりました事業に対しまして、国庫補助事業の承認が得られなかったことによりまして、事業の見直しを行いました。その結果、委託料並びに工事請負費の減額を計上しております。

資本的収入につきましては、補助事業実績見込みに伴う下水道債、国庫補助金の減額並びに他会計補助金の増額を措置しております。

以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第40、議案第29号 令和7年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 農業集落排水事業会計補正予算の補足説明をさせていただきます。補正予算書1ページをご覧ください。

議案第29号 令和7年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）でございませう。

収益的収入及び支出のうち、下水道事業収益の営業外収益を12万6,000円減額し、2億4,321万5,000円に、また、下水道事業費用の営業費用を72万6,000円減額、営業外費用を60万円増額し、2億4,431万5,000円としております。

続きまして、資本的収入及び支出の資本的収入のうち、他会計補助金を772万6,000円減額し、2億2,704万円に、資本的支出については、建設改良費を772万6,000円減額し、2億2,594万円としております。職員給与費につきましては、第4条にありますように、4万2,000円増額し、660万9,000円としております。

詳細につきましては、5ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、下水道事業費用のうち、環境費及び処理場費については、決算見込みに伴う動力費の減額を計上しております。

また、総経費につきましては人件費の調整を、委託料の入札実績に伴う減額並びに東部広域行政管理組合の負担金実績に伴う減額を計上しております。

営業外費用につきましては、企業債支払い利息の利率改定に伴う増額を計上してしております。

収益的収入につきましては、事業実績見込みに伴う他会計補助金の減額と補助金の増額を措置しております。

続きまして、6ページをご覧ください。

資本的支出につきましては、県工事の県道津山智頭八東線改良工事、西野橋の架替え事業に伴います下水道管移設設計費用の入札実績の減額を、また、この当該県工事が来年度に繰り越したことに伴います工事請負費の減額を計上しております。

資本的収入につきましては、他会計補助金の減額を措置しております。

以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第41、議案第30号 令和7年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

西川水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、水道事業会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

補正予算書を1ページをご覧ください。

議案第30号 令和7年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

収益的収入及び支出のうち、水道事業収益の営業外収益を21万3,000円増額し、9,228万3,000円に、また、水道事業費用の営業費用を18万5,000円減額し、8,963万3,000円としております。

続きまして、資本的収入及び支出のうち、資本的収入の工事負担金を2,000万円減額し、0円としております。

職員給与費につきましては、第4条にありますように、37万5,000円増額し、2,260万円としております。

詳細につきましては、4ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、水道事業費用のうち、職員につきましては、人件費の調整並びに賞与等を引上金繰入金の増額を、また、決算見込みに伴います研修費等の減額を計上しております。

収益的収入につきましては、人件費の増額の財源を職員3人分のうち2名分につきまして、他会計補助金で措置しております。

続きまして、資本的収入につきましては、県工事の大目谷川砂防工事に伴う支障水道管移設工事につきまして、当該事業が来年度に繰り越したことによりまして、工事負担金の減額を措置しております。

以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第42、議案第31号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第5号）の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

議案第31号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第5号）です。

第2条、収益的収入及び支出につきまして、収益的収入から347万7,000円を減額しまして、20億3,113万4,000円に、病院事業費用から1,007万円を減額しまして、総額22億1,905万1,000円とするものです。

第3条の資本的収入及び支出につきましては、収入から4,180万円を減額しまして、総額5億2,942万円とするものです。

第4条、企業債につきましては、限度額につきまして、起債の目的別に補正をしております。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、給与費の補正に合わせて減額計上をしております。

予算書17ページをご覧ください。

他会計補助金につきまして、病院の院内保育園の運営に係る補助金の実績に伴う減額と、宿日直に外部の医師をお願いした場合の補助金を計上しております。

18ページ、19ページですが、医業費用と老人保健施設事業費用の給与費及び各経費につきまして、実績に基づいて措置をしております。

特別損失としまして、看護師奨学金の返還の免除決定分につきまして計上しております。

予算書20ページです。

資本的収入につきまして、企業債の減額を計上するとともに、他会計補助金に

つきまして、翌年度に交付金が交付されることとなる補助金の交付時期が翌年度となる部分につきまして減額しております。

説明は以上となります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時41分

再 開 午後 3時48分

○議長（安道泰治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第34、議案第23号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 8名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第24号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 8名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第25号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算
(第5号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 8名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第26号 令和7年度智頭町介護保険サービス事業特別会計
補正予算(第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 8名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第38、議案第27号 令和7年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予
算(第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 8名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第39、議案第28号 令和7年度智頭町公共下水道事業会計補正予算
(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 8名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第40、議案第29号 令和7年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算
(第3号)の討論を行います。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 8名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第41、議案第30号 令和7年度智頭町水道事業会計補正予算(第3号)
の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 8名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第42、議案第31号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第5号）の討論を行います。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 8名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第43. 陳情について

○議長（安道泰治） 日程第43、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、3月10日から3月17日の8日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、3月10日から3月17日の8日間を休会とすることに決定しました。

3月9日午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。休会中は委員会等を開き、付託案件の審査等をお願いします。

来る3月18日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会 午後 2時55分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和8年3月6日

智頭町議会議長 安 道 泰 治

智頭町議会議員 古 田 浩

智頭町議会議員 仲 井 莖